

休眠預金に関する追加預金規定

(追加対象預金規定)

当座勘定規定、普通預金(無利息型普通預金を含む)規定、貯蓄預金規定
納税準備預金規定、通知預金規定、定期積金(スーパー積金)規定
期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)(スーパー定期)規定
自由金利型定期預金(大口定期預金)規定
自動継続自由金利型預金(大口定期預金)規定、変動金利定期預金規定
自動継続変動金利定期預金規定

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)。
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性。
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地。
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと(注1)。
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更があったこと(注2)。
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

(注1) 第4項の記帳もしくは繰越に係る預金種類ごとの異動事由

預金等の種類	当金庫が認可を受けた異動事由
普通預金	証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
貯蓄預金	同上
納税準備預金	同上
通知預金	繰越を除く
定期預金共通	同上
定期積金	預金通帳を除き、繰越を除く

(注2) 第5項に係る預金種類ごとの異動事由

預金等の種類	当金庫が認可を受けた異動事由
当座預金	「印鑑の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
普通預金	「カードローン契約の終了」、「キャッシュカードの再発行」、「総合口座への組入・組入の解除(平成31年3月1日以降のものに限る)」、「通帳・印鑑・カード等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
貯蓄預金	「キャッシュカードの再発行」、「通帳・印鑑・カード等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
納税準備預金	「通帳・印鑑等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
通知預金	「解約予定日の設定・変更」、「通帳・印鑑等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
定期預金共通	「方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)」、「総合口座への組入・組入の解除(平成31年3月1日以降のものに限る)」、「通帳・証書・印鑑等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る
定期積金	「証書・印鑑等の紛失および盗難、案内不要の届出」(注意コードの設定・解除)に限る、「総合口座への組入・組入の解除(平成31年3月1日以降のものに限る)」

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第1条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事項が生じたこと(当該事項が生じた期間の満期日)
 - A. 第1条に掲げる異動事由
 - B. 第2条第1項第3号に掲げる異動事項
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと(当該手続が終了した日)。
 - ④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと(他の預金に係る最終異動日等)。

3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと。
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求

が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。))。

- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

以上

休眠預金に関する総合口座取引追加規定

(追加対象取引規定)

定期性総合口座取引規定

1. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(休眠預金に関する追加規定第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

以上